

国立大学法人新潟大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>新潟大学は、高志（こし）の大地に育まれた敬虔質実の伝統と世界に開かれた海港都市の進取の精神にもとづいて、自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて、地域や世界の着実な発展に貢献することを、全学の目的とする。</p> <p>この目的を実現するために、新潟大学は、人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系の全般にわたる大規模総合大学として、社会の文化・倫理の向上と、自然的・社会的環境の保全に全力を尽くす。また、日本海側で唯一の政令指定都市・新潟という、中国、韓国、極東ロシア、モンゴルなどの東アジア地域を目前に据えた地域に生きる大規模総合大学であり、そのロケーションを強く意識しながら、教育と研究及び社会貢献を通じて、世界と日本の平和と発展に寄与する。</p> <p>新潟大学は、世界トップレベルの、卓越した、特色のある研究と教育の拠点を構築し、その総合力を生かして、全国の最先端を行く主専攻プログラムを中心とする特色ある学士課程教育により、総合的な教養教育と専門教育の融合を行い、幅広い職業人を養成する。このような総合的な教育の上に、大学院において時代の要求に即応することのできる、より進んだ学際的な教育と研究を行い、高度の専門的職業人を養成する。</p> <p>このような教育と研究の成果を地域に還元するために、新潟県や新潟市、多くの地場産業との産学官連携事業を行い、地域の発展に寄与し、地域の生涯教育にも力を尽くし、子どもたちの理数離れにも対応する地域活動を行う。また、医歯学総合病院は、医療専門人の養成や先進的医療技術の開発を行い、地域の中核的な病院として、地域住民の安心・安全の最後の砦となる。</p>	

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間を第 2 期中期目標の期間とする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点を置くものとする。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

○ 教育プログラムに関する目標

- ・社会の多様なニーズに対応できる到達目標達成型の構造化された教育プログラムを整備し充実を図る。
- ・副専攻プログラムを充実させる。
- ・大学院に対する社会からの多様な要請に応え得る到達目標達成型の教育体制を整備する。

○ 全学的な授業科目開設に関する目標

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○ 教育プログラムに関する具体的方策

- ・各学問領域の特性に応じて、到達目標と、学習方略を明示した主専攻プログラムの充実を図る。
- ・主専攻プログラムの到達目標を基礎として、卒業生が共通に持つべき資質・能力（新潟大学型教養）を確立し、そのための教育体制を整備する。
- ・副専攻プログラムを充実させるとともに、副専攻の履修を社会人等に拡大する。
- ・多様な背景を有する大学院入学希望者に対応するため、各研究科の特性を踏まえ、学士課程と大学院課程との連続性又は非連続性に配慮した教育コースを策定する。
- ・大学院の教育プログラムの新設及び改定に伴い、平成 19 年度に保健学研究科保健学専攻博士後期課程を設置し、平成 20 年度に医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻博士前期課程を設置したほか、平成 22 年度から自然科学研究科博士課程の改組及び同後期課程の入学定員減と、医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻博士後期課程の設置及び同研究科口腔生命科学専攻博士課程の入学定員減を行うこととした。これに続き、大学院の各課程を、コアカリキュラムと複数のサブカリキュラムから構成される到達目標型教育プログラムとして整備する。

○ 全学的な授業科目開設に関する具体的方策

- ・入学段階から大学院に至る多様な学習ニーズに対応した円滑な学習の機会を提供できる授業科目を開設する。
- ・グローバル化した知識基盤社会で、生涯にわたり自立した学習を継続することのできる人材を育成するための授業科目を整備する。
- ・質の高い教員を養成するために、総合大学における教員養成機能の充実を図る。

○ 入学者選抜に関する目標

- ・アドミッションポリシーを明確にして、それに即した入学者選抜方法となるよう、入学者選抜制度の充実を図る。

○ 教育の成果・効果の検証と質の改善に関する目標

- ・学生の教育成果の検証を基礎とした自己点検・評価を行い、各教育プログラムの改善を図る。
- ・体系的なFD／SDプログラムを構築するとともに、教育プログラム単位でのFD活動を支援する体制を整備して、教職員の教育能力の向上を図る。

- ・入学段階から大学院教育まで円滑に接続する教育を実現するために、分野・水準表示法を大学院の授業科目にも拡充し、学士課程から博士課程に至る全授業科目を分野別に体系的に示す授業科目マップを構築する。
- ・キャリア教育を組み入れた初年次教育科目の充実を図るとともに、関連する演習科目を拡充する。
- ・高等学校における学習から主専攻プログラムへ円滑に接続するために、自然系共通専門基礎科目を改善するとともに、人文社会系共通専門基礎科目の整備を図る。
- ・正課内（新潟大学個性化科目など）及び正課外を含め、地域の教育力を活用した学習機会の充実を図り、社会人としての汎用的能力を養成する。
- ・平成20年度に教育人間科学部を教育学部に改組し、教員養成課程の入学定員増とそれ以外の課程の入学定員減を行った。この改組による効果も考慮しながら、大学全体としての組織的指導体制を確立するとともに、全学の人的資源を活用した教員免許取得・更新のカリキュラムを整備する。

○ 入学者選抜に関する具体的方策

- ・入学後の学生の履修行動、成績と入学試験区分及び成績との相関関係を分析し、アドミッションポリシーに即した入学者選抜を行う。
- ・学生が学修する主専攻プログラムを入学後に選択することが可能な制度を拡大するために、各部局の実情を踏まえて、学士課程における学生募集単位を統合再編する。
- ・入学試験問題の改善を図るために、入学センターで、試験問題の妥当性、信頼性等の検証を行う。

○ 教育の成果・効果の検証と質の改善に関する具体的方策

- ・学士課程教育プログラム（主専攻・副専攻）及び大学院教育プログラムを中心とした学習成果の検証を基礎として、各教育プログラムの改善を図る。
- ・新任教員研修に始まる体系化されたFD／SDプログラムを整備する。
- ・教員の優れた授業の記録や、大学内において開発された優れた教材等を蓄積し、教育における共同利用の推進を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ・全学の教育的必要に基づいて授業科目を開設できる体制を充実させるために、教育組織、学系、教育・学生支援機構（仮称）の三者が、それぞれの役割分担を踏まえて有機的に連携し、責任ある教育体制の充実を図る。
- ・双方向型学習支援により、学生の主体的な学習を支援する設備・システムを整備・充実させる。

(3) 学生への支援に関する目標

- ・迅速・的確な学生相談体制を強化し、各学部・研究科と連携した学生支援を行うために、教職協働による学生支援組織を整備して、体系的な自律支援と進路支援を行う。
- ・学生を経済的に支援するための新たな仕組みを構築する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○ 研究の推進に関する目標

- ・研究の自由を担保し、多様な基礎的研究を土台として、分野横断的・創造的な特徴ある先端的研究を推進する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・学系内に、授業科目分野区分に即した授業科目担当の仕組みを構築する。
- ・全学教育機構と教育関係の諸センターとを発展的に統合・再編し、「教育・学生支援機構（仮称）」を設置するとともに、機動的・戦略的に人員活用ができる仕組みを構築する。
- ・学部長をメンバーとする教育・学生支援機構会議（仮称）及び主専攻プログラムの代表者をメンバーとする教育コーディネーター会議（仮称）を設置し、全学的な教育システムと各教育プログラムとを有機的に連携させる。
- ・全学どこからでも常時インターネットに接続できる学内ネットワーク環境を整備するとともに、自主的学習のためのＩＣＴ設備などの環境の充実を図る。
- ・教員のアドバイスを受けながら、学生自らが学習過程を分析することのできる「アセスメントシステム」を構築する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・教育・学生支援機構（仮称）に「学生相談支援センター（仮称）」を設置して、専任職員・医師・カウンセラーによる面談、及び学生スタッフによるピアサポートの体制を確立する。
- ・キャリアコンサルタントを増員し、学生の進路選択に関わる情報の収集とキャリア教育を行う。
- ・学生に、大学生活を送るための指針となるアセスメントを実施し、入学時から卒業時までの継続的な個別カウンセリングによる自律支援と進路支援を行う。
- ・新たな奨学支援事業の開拓や、学内業務に学生を臨時の雇用し報酬を支払う制度の整備を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○ 研究の推進に関する具体的方策

- ・研究の発芽、研究の推進、研究成果活用のそれぞれの研究フェーズで、地域や国内外に開かれた研究環境（イノベーション・オープン・モード）を整え、基礎的な研究と先端的な研究を促進する。

○ 大学として重点的に取り組む領域に関する目標

- ・「脳の病気の解明からこころの理解へ」の研究を推進する。
- ・文理融合の新たな学際的環境科学として、地域の自然再生学を構築する。
- ・大学での実績と社会からの要請に基づいて、特徴ある最先端の研究を推進する。

○ 研究の水準・成果の検証に関する目標

- ・研究の活性化、研究の質の向上を継続的に行うために、研究水準と成果を分野ごとに検証する体制を構築する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○ 適切な研究者等の配置・育成に関する目標

- ・研究者の育成・支援のための体制を整備し、国内外から優れた研究者を確保する。

○ 研究資金の配分に関する目標

- ・研究の内容・水準、社会の要請などを考慮して、公正・透明性を保った研究資金の配分を行う。

・「研究戦略企画室」を創設し、基盤的研究・先端的研究の研究環境の充実と、競争的研究資金の獲得に向けて、情報収集・分析・研究計画の策定を戦略的に行う。

・超域研究機構を先端的な研究プロジェクトの拠点として、コアステーションを学際的研究グループの自由な拠点として、その体制を充実させる。

○ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- ・脳神経病理標本資源と先端的な非侵襲的脳活動検索装置を活用するヒト脳科学を探究する。
- ・学際的環境科学の研究拠点として「新潟大学朱鷺自然再生学研究センター」を設置し、「朱鷺プロジェクト」による文理融合した研究グループを形成し、実践的教育研究活動を推進する。
- ・高度先端医療、バイオサイエンス、ナノテクノロジー、情報通信、環境・エネルギー、アジア研究等の分野の研究を積極的に推進する。

○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・研究論文等による国際的な評価と、科学研究費採択状況等による国内的な評価を併せた評価指標を用いて、各専門研究分野の特質に応じた研究評価基準を設定し、個人及び組織に対して、外部評価を中心とした研究活動の評価を実施する。
- ・研究評価結果を研究者と学系等の組織にフィードバックし、プロジェクト推進経費や研究環境整備等のインセンティブに反映させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 適切な研究者等の配置・育成に関する具体的方策

- ・公募制・任期制等を活用した研究者選考を行う。
- ・研究者育成のため、各学系の特性に合わせて優れた研究環境が実現されるニア・トラックを実施するとともに、在外研究制度を構築する。

○ 研究資金の配分に関する具体的方策

- ・重点的研究費配分は、研究評価に基づき基礎的研究から先端的研究に渡り、若手研究者・研究発芽・研究推進に重点を置いてプロジェクト推進経費によ

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する目標

- ・研究成果の社会への還元のために、知的財産の創出、取得、管理を組織的に行い、その効果的な活用を促進する。

○ 全国共同研究、学内共同研究等に関する目標

- ・脳研究所は、「脳神経病理標本資源活用の先端的共同研究拠点」として、ヒト脳科学の国際的な研究拠点を目指す。
- ・特徴的で実績のある学内共同研究は、全国共同利用を目指し、国内外における研究ネットワークを構築することによりさらに研究活動を活性化させる。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- #### ○ 研究成果の社会への還元、地域社会との連携及び協力に関する目標
- ・国際的な研究拠点大学として、研究成果を広く社会に還元し、地域貢献、国際貢献を推進する。
 - ・地域へのまなざしを持って活動する大学として、教育研究成果を地域に還元し、地域との連携協力を推進する。

り行う。

- ・共同研究等の外部資金による間接経費も活用して、基盤的研究から先端的研究に対する研究環境を整備する。

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・特許出願と知的財産管理の方法を整備して、技術移転・権利譲渡・共同研究の立ち上げ等に知的財産を効果的に活用する。

○ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ・脳研究所は、共同利用・共同研究拠点として、これまで収集した脳神経病理標本資源を活用する公募型共同研究を実施し、その成果を国内的・国際的に発信する。
- ・災害復興科学センターは、学際的分野「災害復興科学」の全国的・国際的な研究ネットワークを構築し、共同研究を活性化させる。
- ・大学院医歯学総合研究科附属腎研究施設は、慢性腎臓病の克服を目指し、国内外における研究ネットワークを構築する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- #### ○ 研究成果の社会への還元、地域社会との連携及び協力に関する具体的方策
- ・産官学の地域的な拠点としての大学間、地域・自治体及び東アジアを中心とした国際的なネットワークを構築する。
 - ・大学の教育研究活動の成果を社会に還元するために、それらの成果や所有する貴重資料等の学術資料を「新潟大学学術リポジトリ」として電子データ化して、インターネットで学内外に発信する。
 - ・旭町学術資料展示館の博物館機能を強化・整備し、資料・標本等の系統的・体系的な収集・整理及びその公開を進め、地域の生涯学習への寄与を図る。
 - ・地域と協働したまちづくり・芸術活動や、出前授業、科学教室等による子どもの理数離れ対策活動を推進し、地域社会との連携を深める。
 - ・研究成果と学術情報は、シンポジウム、公開講座、法律相談、書籍等の多様

○ 産学官連携に関する目標

- ・産学官連携を推し進める効率的な体制を整備し、優れた研究成果を社会・地域に還元する。

(2) 国際化に関する目標

○ 国際交流に関する目標

- ・大学の教育研究を活性化するために、国際交流を促進する。
- ・研究を基盤とする教育環境の推進を目指し、留学生の受入れ及び学生の海外への派遣を推進する体制を整備する。

○ 教育面における国際化に関する目標

- ・異文化理解能力と多層的視点を備え、社会の国際化に対応できる人材を育成する。

○ 研究面における国際化に関する目標

- ・世界に開かれた、高い水準の研究を促進する環境を整備する。

(3) 附属病院に関する目標

- ・豊かな人間性と高い倫理性を備えた医療人を育成するとともに、新潟大学病院の特色として地域に根ざした医療人を育成する。

な手段により発信し、国内外に広く、かつ、効果的に還元する。

- ・地域社会への知的貢献を、駅南キャンパスを拠点に進める。

○ 産学官連携に関する具体的方策

- ・産学官連携を積極的に進めるために、研究インキュベーション機能、研究推進機能、研究活用・知的財産機能、地域連携機能、企画・運営機能を一体的にもつ「社会連携推進機構」として整備し、技術、医療等大学が持つ教育研究資源を地域社会の持続的発展に活用する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○ 国際交流の推進に関する具体的方策

- ・「国際戦略企画室」を創設し、国際的レベルでの教育研究環境の整備を行う。
- ・留学生500人を目指し、留学生受入体制を整備する。
- ・日本人学生が国際的に活躍できる能力を育むため、留学機会の増加を図る。
- ・関係諸団体及び留学生のネットワークとの連携を図り、国際交流を充実させる。

○ 教育面における国際化に関する具体的方策

- ・学生の英語運用能力の向上を図り、各専門分野における講義や演習における英語の利用を促進する。
- ・初修外国語教育システムの整備・充実を図る。

○ 研究面における国際化に関する具体的方策

- ・国際的に評価の高い学術誌への投稿・採択を支援する。
- ・国際会議、国際シンポジウム、国際的な研究会の開催及び参加を促進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ・卒後教育との連携による臨床教育のさらなる充実及び良質な学生・研修医の育成のための充実を図るとともに、将来の地域医療を担う人材を育成するため、卒後教育と連続性を持った卒前教育体制を構築・強化する。
- ・本院と関連病院における卒後臨床研修の充実及び各種プロジェクトにより専門研修の充実を図る。

- ・患者本位の安全で安心な医療の提供と医療の質の向上を推進するとともに、地域の医療への積極的な支援を行うことにより、地域の医療水準の向上に貢献する。
 - ・医歯学総合病院、大学院医歯学総合研究科、脳研究所等における研究成果を反映した高度医療、先進医療を提供するとともに、治験・臨床研究などを推進する。
 - ・大学病院としての目的を果たすために、医歯学総合病院の経営分析機能を強化し、長期的な経営戦略をもとに安定的な病院運営を目指す。
- ・医歯学総合病院の再開発計画により診療機能の充実を図り、整備した最新の医療環境により地域医療に貢献する。
 - ・高次救命災害治療センターを中心として、新潟県全体を対象とした救急医療体制及び災害医療体制を構築する。
 - ・地域の医療水準の向上に寄与するため、地域の医療機関との連携を強化し、広域医療連携ネットワークを構築する。
 - ・医療安全管理体制を強化し、患者本位の安全で安心な医療の提供を推進する。
 - ・医学、歯学及びその両者の融合による高度医療、先進医療、治験・臨床研究を推進する。また、基礎医学研究の成果を臨床医学に還元するトランスレーショナル研究を推進する。
 - ・病院運営に資する情報を収集活用し、增收方策及びコスト管理による経営改善に努める。

(4) 附属学校に関する目標

- ・大学・学部との一体的な組織運営により、国及び地域の教育課題を踏まえ、国立大学附属学校としての特色ある高度な教育研究活動を推進し、その成果を地域に還元する。
- ・各附属学校の教育課程開発研究を大学・学部と共同して推進し、地域の拠点校形成を目指す。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・附属学校担当理事を長とする「附属学校運営協議会」や、附属学校（園）運営指導委員会を発展させた教育学部長を委員長とする「附属学校共同研究委員会」を設置するとともに、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会とで実施している「教育懇談会」を充実させ、附属学校の運営に地域のニーズを反映させる。
- ・教育学部教員と附属学校教員が共同して「研究教育実習」、「小中一貫教育実習」等を実施するとともに、新潟県・新潟市・長岡市教育委員会等と連携して、「教員免許更新講習」、「初任者研修」等を実施する。
- ・附属新潟小学校及び附属新潟中学校では、総合大学の特長を活かした「活用型学力を育成する9ヵ年間教育課程と指導法の開発研究」への取組みを通じて小・中連携及び接続教育を推進する。
- ・幼小中が同一校地に立地する長岡地区では、12年間を見通した幼小連携教育、小中一貫の義務教育のパイロット校を目指すとともに、「教科等の指導を核として『社会的知性』を培うための幼小中連携によるカリキュラム開発研究」に取り組む。

	<ul style="list-style-type: none"> 附属特別支援学校では、子ども一人ひとりの確かな「自立と社会参加」の実現を目指して、保護者や関係者・関係機関との連携を生かした就労支援システムを含む教育カリキュラムを構築する。
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 <ol style="list-style-type: none"> 組織運営の改善に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 大学の理念を実現するために、学長のリーダーシップの下に、大学運営を戦略的・効率的に推進する。 個人が能力を発揮し、働きがいのある職場をつくる。 男女共同参画の推進のための環境を整備する。 事務等の効率化・合理化に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 事務の効率化・合理化を推進し、管理運営業務のスリム化を図るとともに、専門的部門を強化し、サービス向上を図る。 	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置 <ol style="list-style-type: none"> 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 学長ビジョンに基づき策定したアクション・プランを推進し、定期的に達成状況を検証する。 企画戦略本部の機能を強化し、意思決定・遂行システムの高度化と学内コミュニケーションの活性化を推進する。 経営協議会においては、大学運営について、自由に協議・意見交換し、その意見を大学運営に積極的に反映させる。 流動定員と学長裁量経費を活用し、全学的観点から機動的・戦略的な学内資源配分を行う。 優秀な人材の雇用・確保に向けて、インセンティブの働く処遇体系や人事評価体系など人事制度を整備する。 キャリアパスや研修制度等に基づく計画的人材養成等を行い、職員の能力・意欲の向上を図る。 企画戦略本部女性研究者支援室を男女共同参画推進室に再編し、積極的な女性登用などのポジティブアクションの取組を推進する。 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 事務の効率化・合理化及び専門的分野の強化のためのマスタープランを策定し、それに基づき順次実施する。
III 財務内容の改善に関する目標 <ol style="list-style-type: none"> 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 教育研究の一層の活性化・高度化を推進するため、財務基盤の充実・強化を図る。 	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置 <ol style="list-style-type: none"> 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 自己収入増加のための行動計画を策定し、科学研究費補助金等の外部資金の獲得について、大学全体として組織的、戦略的取組を推進する。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減に関する目標

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費改革を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標

- ・管理的経費の効率的な執行に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・保有資産の有効活用に努める。

- ・財政基盤の維持・強化を図るため中長期的に大学の活動を支える「新潟大学基金」を整備・充実させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する具体的方策

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する具体的方策

- ・業務内容及び業務方法の見直しにより、管理コストの合理的抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産の利用状況、利用による効果、ランニングコスト等について分析・検証を行い、保有資産を最も有効かつ効率的に活用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- ・教育研究等の事業や運営について、効果的かつ効率的な自己点検・評価、外部評価及び第三者評価を行い、改善及び恒常的な活性化に連動させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・全学的な企画・評価組織において、個人情報の保護に配慮しながら、大学情報を体系的・効率的に収集し、各種評価や大学運営に活用するとともに、効果的かつ効率的な評価実施や資源配分に関する継続的な研究を行う。
- ・教育研究・運営の改善促進やインセンティブを意識した自己点検・評価を行うとともに、外部評価や第三者評価を基本とする評価を受ける。これらの評価結果については、全学的な企画・評価組織を中心として学系・学部等と連携して分析し、教育研究等の活動の活性化を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ・教育研究、管理運営など大学が行う事業全般について、利用者の立場に立った、国民から大学が見える、透明性が感じられる広報

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・情報の受発信基地である広報センターを中心として、利用者の立場に立った、国民に分かりやすい情報の提供を行う。

を開拓する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・学生が魅力を感じる、環境に配慮した施設整備及び施設マネジメントを推進する。

2 安全管理に関する目標

- ・安全管理体制を確立し、教職員や学生等にとって安全・安心で快適な環境を整備する。

3 法令遵守に関する目標

- ・コンプライアンスに係る学内体制の下、大学構成員への啓発活動を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・「新潟大学キャンパスマスター・プランー魅力的な教育研究環境の創造を目指してー」に基づき、学生が魅力を感じるキャンパス環境の創出を推進する。
- ・環境負荷を抑制するため、環境・省エネ活動を推進する。
- ・スペースマネジメントのさらなる推進により、若手研究者などの研究環境向上を支援し、研究成果創出を促すとともに、学生のための自主的学習スペース等を拡充する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・危機管理体制を整備し、自然災害・火災等の発生時における危機管理体制の強化を図る。
- ・情報セキュリティ・インシデントへの対応能力を向上させるために、大学構成員に情報セキュリティ教育を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・監査から改善につなげるP D C Aサイクルを構築する。
- ・研究費等の不正使用を防止するため、会計ルールの周知徹底、実効性のある内部統制体制の構築、効果的な内部監査を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

44億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- (1) 好山寮の跡地（新潟県妙高市大字関川2413, 面積3,286.78m²）を譲渡する。
- (2) 関屋寄宿舎（学生寄宿舎：六花寮）の跡地（新潟県新潟市中央区関屋字風砂除2番18, 土地面積10,100.58 m², 建物面積5,292.67 m²）を譲渡する。
- (3) 教育学部宿泊施設（和光寮）の跡地（新潟県長岡市地蔵1丁目1番6号, 土地面積2,451.23 m², 建物面積1,675.22 m²）を譲渡する。
- (4) 歯学部の土地の一部（新潟県新潟市中央区学校町通二番町 5274番1, 面積226.81 m²）を譲渡する。
- (5) 医歯学総合病院の土地の一部（新潟県新潟市中央区旭町通一番町字南山754番地3, 面積1,377.00 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

医歯学総合病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の用途

○ 決算において剰余金が発生した場合

教育、研究、診療その他の事業の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
医歯学総合病院外来診療棟、	総額 (8,927 百万円)	施設整備費補助金（1,516 百万円）

医歯学総合病院基幹・環境整備（医療情報室改修）、五十嵐地区総合研究棟改修（農学系）、小規模改修	長期借入金 （6,937百万円） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (474百万円)
---	--

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 優秀な人材の雇用・確保に向けて、インセンティブの働く処遇体系や人事評価体系など人事制度を整備する。
- キャリアパスや研修制度等に基づく計画的人材養成等を行い、職員の能力・意欲の向上を図る。
- 積極的な女性登用などのポジティブアクションの取組を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 136,086 百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)
該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入 金償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	2,132	2,071	2,029	2,109	2,202	2,084	12,627	20,241	32,868

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることがある。

(リース資産)
該当なし

4 積立金の用途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 新六花寮（五十嵐地区学生宿舎）の整備費の一部
 - ② 産学連携拠点施設（五十嵐地区）の整備費の一部
 - ③ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表1（学部、研究科等）

人文学部	教育学部
------	------

別表（収容定員）

平成22年度	人文学部	940人
	教育学部	1,490人

学 部	法学部	(うち教員養成に係る分野 840人)
	経済学部	730人
	理学部	1,250人
	医学部	780人
	歯学部	1,325人
	工学部	(うち医師養成に係る分野 645人)
	農学部	352人
研 究 科	教育学研究科	(うち歯科医師養成に係る分野 260人)
	現代社会文化研究科	1,960人
	自然科学研究科	640人
	保健学研究科	
	医歯学総合研究科	94人
	技術経営研究科	(うち修士課程 94人)
	実務法学研究科	180人
別表2 (共同利用・共同研究拠点)		
脳研究所		
(教育関係共同利用拠点)		
佐渡島の自然環境を利用した教育関係共同利用拠点 (農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション) 離島生態系における海洋生物多様性教育共同利用拠点 (理学部附属臨海実験所)		
平成23年度	法学部	(うち法曹養成課程 155人)
	人文学部	940人
	教育学部	1,480人
		(うち教員養成に係る分野 880人)
		730人

	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,350人
		(うち医師養成に係る分野 670人)
	歯学部	352人
		(うち歯科医師養成に係る分野 260人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	94人
		(うち修士課程 94人)
	現代社会文化研究科	180人
		(うち修士課程 120人)
		(うち博士課程 60人)
	自然科学研究科	1,203人
		(うち修士課程 974人)
		(うち博士課程 229人)
	保健学研究科	58人
		(うち修士課程 40人)
		(うち博士課程 18人)
	医歯学総合研究科	470人
		(うち修士課程 52人)
		(うち博士課程 418人)
	技術経営研究科	40人
		(うち専門職学位課程 40人)
	実務法学研究科	130人
		(うち法曹養成課程 130人)
平成24年度	人文学部	940人
	教育学部	1,480人
		(うち教員養成に係る分野 880人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,380人

	歯学部	(うち医師養成に係る分野 700人) 352人
	工学部	(うち歯科医師養成に係る分野 260人) 1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	94人 (うち修士課程 94人)
	現代社会文化研究科	180人 (うち修士課程 120人) (うち博士課程 60人)
	自然科学研究科	1,184人 (うち修士課程 974人) (うち博士課程 210人)
	保健学研究科	58人 (うち修士課程 40人) (うち博士課程 18人)
	医歯学総合研究科	469人 (うち修士課程 52人) (うち博士課程 417人)
	技術経営研究科	40人 (うち専門職学位課程 40人)
	実務法学研究科	105人 (うち法曹養成課程 105人)
平成25年度	人文学部	926人
	教育学部	1,480人 (うち教員養成に係る分野 880人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,407人 (うち医師養成に係る分野 727人)
	歯学部	352人 (うち歯科医師養成に係る分野 260人)

	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	94人 (うち修士課程 94人)
	現代社会文化研究科	180人 (うち修士課程 120人) (うち博士課程 60人)
	自然科学研究科	1,184人 (うち修士課程 974人) (うち博士課程 210人)
	保健学研究科	58人 (うち修士課程 40人) (うち博士課程 18人)
	医歯学総合研究科	465人 (うち修士課程 52人) (うち博士課程 413人)
	技術経営研究科	40人 (うち専門職学位課程 40人)
	実務法学研究科	90人 (うち法曹養成課程 90人)
平成26年度	人文学部	912人
	教育学部	1,480人 (うち教員養成に係る分野 880人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,424人 (うち医師養成に係る分野 744人)
	歯学部	352人 (うち歯科医師養成に係る分野 260人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人

	教育学研究科	94人 (うち修士課程 94人)
	現代社会文化研究科	180人 (うち修士課程 120人) (うち博士課程 60人)
	自然科学研究科	1,184人 (うち修士課程 974人) (うち博士課程 210人)
	保健学研究科	58人 (うち修士課程 40人) (うち博士課程 18人)
	医歯学総合研究科	465人 (うち修士課程 52人) (うち博士課程 413人)
	技術経営研究科	40人 (うち専門職学位課程 40人)
	実務法学研究科	75人 (うち法曹養成課程 75人)
平成27年度	人文学部	912人
	教育学部	1,480人 (うち教員養成に係る分野 880人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,431人 (うち医師養成に係る分野 751人)
	歯学部	352人 (うち歯科医師養成に係る分野 260人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	94人 (うち修士課程 94人)
	現代社会文化研究科	180人

		(うち修士課程 120人)
		(うち博士課程 60人)
	自然科学研究科	1,184人
		(うち修士課程 974人)
		(うち博士課程 210人)
	保健学研究科	58人
		(うち修士課程 40人)
		(うち博士課程 18人)
	医歯学総合研究科	465人
		(うち修士課程 52人)
		(うち博士課程 413人)
	技術経営研究科	40人
		(うち専門職学位課程 40人)
	実務法学研究科	60人
		(うち法曹養成課程 60人)

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	100,819
施設整備費補助金	1,516
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	474
自己収入	162,109

授業料及び入学料検定料収入	44,859
附属病院収入	116,070
財産処分収入	0
雑収入	1,180
产学連携等研究収入及び寄附金収入等	13,322
長期借入金収入	6,937
計	285,177
支出	
業務費	247,777
教育研究経費	146,858
診療経費	100,919
施設整備費	8,927
船舶建造費	0
产学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13,322
長期借入金償還金	15,151
計	285,177

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 136,086百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人新潟大学役員退職手当規則及び国立大学法人新潟大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度における L (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F (y) = \{F (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S (y) \pm T (y) \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

$H(y)$: 特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

$I(y)$: 特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

$J(y)$: 一般診療経費（⑦）を対象。

$K(y)$: 債務償還経費（⑧）を対象。

$L(y)$: 附属病院収入（⑨）を対象。

$V(y)$: 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$W(y)$: 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	271,593
経常費用	271,593
業務費	234,119
教育研究経費	26,812
診療経費	51,683
受託研究費等	7,844
役員人件費	671
教員人件費	84,364
職員人件費	62,745
一般管理費	8,274

財務費用	2,359
雑損	0
減価償却費	26,841
臨時損失	0
収入の部	276,662
経常収益	276,662
運営費交付金収益	97,121
授業料収益	36,873
入学金収益	5,589
検定料収益	1,088
附属病院収益	116,070
受託研究等収益	7,844
寄附金収益	4,391
財務収益	214
雑益	966
資産見返負債戻入	6,506
臨時利益	0
純利益	5,069
総利益	5,069

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

資金支出	288,110
業務活動による支出	255,805
投資活動による支出	14,221
財務活動による支出	15,151
次期中期目標期間への繰越金	2,933
資金収入	288,110
業務活動による収入	276,250
運営費交付金による収入	100,819
授業料及び入学料検定料による収入	44,859
附属病院収入	116,070
受託研究等収入	7,844
寄附金収入	5,478
その他の収入	1,180
投資活動による収入	1,990
施設費による収入	1,990
その他の収入	0
財務活動による収入	6,937
前中期目標期間よりの繰越金	2,933

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。